

盛岡地方振興局長告示第 143 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成 19 年 11 月 16 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1（1） 開発区域に含まれる地域の名称 岩手郡岩手町大字江刈内第 3 地割字乙茂内平 17 番の一部、17 番 1 の一部、17 番 2、18 番 1 の一部及び 20 番の一部
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1 株式会社コメリ
- 2（1） 開発区域に含まれる地域の名称 岩手郡滝沢村鶴飼字笹森 121 番 1、121 番 2、121 番 3、121 番 4、121 番 5、121 番 6、122 番、123 番 1、123 番 2、124 番及び 125 番
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 仙台市宮城野区榴岡二丁目 2 番 11 号 株式会社みつば